

相続税納税猶予適格者証明願必要書類

番 号		部 数
1	相続税の納税猶予に関する適格者証明書	2
2	特例適用農地等の明細書	2
3	登記事項証明書（土地）	1
4	遺産分割協議書	相続 未登 記の 場合
5	相続人全員の印鑑登録証明書	
6	相続関係が説明できる戸籍の書類及び相続関係図 （全部事項証明書、原戸籍、除籍、相続人全員の戸籍）	
7	被相続人の除籍謄本	1
8	地籍図（法務局公図）	1
9	付近見取図	1
10	本人確認書類の写し （証明願の住所氏名欄に自署または押印する場合は不要）	1
11	委任状（代理人が書類を提出する場合）	1

※ 番号3～8の書類は写し可

※ 登記事項証明書、地籍図（法務局公図）は、3ヵ月以内に発行されたものを提出してください。

1. 証明願提出後、現地調査を行いますので、証明書の発行までに、2週間程度の期間を要します。
2. 納税猶予を受けられるのは、耕作できる部分のみのため、農小屋等については申請面積から除外していただきます。
※農小屋の届出をしていない場合は、同時に届出書の提出をお願いします。

事務局	銀行	貸借借	農小屋	連絡先
チェック				